

麻しん(疑い含む)診断時の対応について

麻しんを疑ったら、速やかに保健所への連絡をお願いします。

1 松本市保健所への連絡

【連絡先】電話：0263-40-0702

※閉庁時間は、宿直が応答するため、緊急であることを伝え、医療機関名と連絡先をお伝えください。折り返し保健所職員が医療機関へご連絡します。

★症状や患者情報から麻しん感染を疑う場合は、『**診察を終える前**』にご連絡をお願いします。検体採取が必要な場合があります。

保健所が医療機関に確認する事項

★以下の情報をもとに保健所で届出基準の確認と今後の対応について確認します。

- ☐ 患者の氏名、年齢、性別、生年月日、住所(所在地)、連絡先等の個人情報
- ☐ 検査の状況(IgM 抗体検査の実施有無・結果等)
- ☐ 他の疾患との鑑別診断について
- ☐ 臨床症状(①発熱 ②発しん ③カタル症状 ④その他)
- ☐ 麻しん確定患者との接触歴、行動歴(海外渡航歴の有無、国内旅行の有無)
- ☐ 予防接種歴
- ☐ 職業(学校・勤務先等)

2 遺伝子検査用検体の採取・確保

行政検査が必要となった場合は、可能な限り下記の3検体の採取・確保をお願いします。

※発症1週間以内の検査が望ましい。

- ①咽頭ぬぐい液
 - ②尿：尿用滅菌容器に10～20ml程度
 - ③血液(全血)：抗凝固剤(EDTA またはクエン酸)入り容器に3ml以上
- 医療機関で容器の準備が難しい場合は、保健所が容器を提供します。

3 保健所が検体を回収、検査実施

・検体は、保健所職員が回収するまで、冷蔵保存をお願いします。

4 医療機関から患者(疑い含む)への説明

- ・保健所から患者(疑い含む)へ調査の連絡が入ることを伝えてください。
- ・検査結果が出るまでは、外出自粛等の感染対策説明をお願いします。

5 遺伝子検査結果の報告

- ・結果が届いたら、保健所から医療機関へ連絡をします。
- ・医療機関から患者(疑い含む)へ結果説明をお願いします。
- ・感染症法に基づく届出基準を満たす場合は、【発生届】の提出をお願いします。
- ・結果によって、すでに提出いただいている【発生届】の取り下げをお願いする場合があります。